



保安規定第9編（NSRRの管理） に係る変更について

令和5年10月26日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所 研究炉加速器技術部

【第9編】 使用を終了したグローブボックスに係る変更について

NSRRの燃料棟に設置されているグローブボックス（GB）は、平成16年度以降使用する計画がなくなったため、GBの記載を削除する核燃料物質の使用の変更の許可申請を行い、令和2年5月1日付け原規規発第2005011号をもって許可を受けた。

撤去作業後に原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定（以下「保安規定」という。）の変更認可申請を行いGBに係る管理の記載を削除する予定であったが、撤去の見通しが立ちにくい状況※であることから、保安規定において**GBを核燃料物質の使用を終了し解体・撤去を行う設備とすることを明確にする変更**を行う。

※：昨今の電気代の急激な高騰が、予算確保において深刻に影響しているため。

【第9編】 負圧の基準及び使用開始前・停止後の点検項目の変更

許可からGBに係る記載を削除したため、保安規定においてもGBに係る記載を削除することで両者の整合を図る。

別表第6 負圧の維持基準

区分	項目	維持基準
特定施設	(省略)	(省略)
本体施設	グローブボックス	-98 ~ -590Pa

保安規定第9編 NSRRの管理から、
右記のGBの負圧の維持基準及び使用開始前・停止後の点検に関する記載を削除する。

別表第8 使用・運転開始前の本体施設及び特定施設の点検

区分	設備等	点検項目
本体施設	(省略)	(省略)
	グローブボックス	(1) 電気系統の確認 (2) 操作機器等の確認 (3) 負圧の確認
	(省略)	(省略)
特定施設	(省略)	(省略)

別表第10 使用・運転停止後の本体施設及び特定施設の点検

区分	設備等	点検項目
本体施設	(省略)	(省略)
	グローブボックス	(1) 電源断の確認 (2) 操作機器等の確認
	(省略)	(省略)
特定施設	(省略)	(省略)

【第9編】 解体・撤去を行う設備の管理に関する記載の追加

許可からGBに係る記載を削除したが解体・撤去完了まで設備は残るため、解体・撤去が終了するまでに必要な管理について、保安規定第9編 NSRRの管理に明記する。

- 「NSRR管理課長は、核燃料物質の使用を終了したグローブボックスについて、解体・撤去が終了するまでの期間、第3条によって定める手引※により、管理しなければならない。」
- 「NSRR管理課長は、前項の設備について、解体・撤去に着手するまでの期間、第14条の4第1項に定める施設管理実施計画又は同条第2項に定める特別な施設管理実施計画に基づき点検しなければならない。」

※：NSRR本体施設使用手引